

を問う



中田 壽國

国旗、町旗の掲揚について

中田 最近、役場本庁舎分庁舎に国旗並びに町旗が掲揚されていない。

国旗、町旗がひらめいている姿は町民の心を和らげてくれる。同時に清々しい気持ちにさせてくれる。何よりも士気高揚につながる。

郷土を愛する愛国心、そして心の教育の上からも国旗、町旗の掲揚は必要であると考えます。

国旗及び国歌に関する法律も平成十一年に制定された。役場に限らず他の公共施設や各家庭においても国民の祝日に国旗掲揚の推進と啓発を行うことについて伺う。

町長 国旗は日本国民、町旗は伯耆町民の象徴で

国旗・町旗掲揚の啓発は

祝祭日ほかその都度対応

あり、自国とふるさとを愛する気持としてこれを掲げ、敬うことは非常に大切である。

現在の状況は、本庁舎において、国民の祝祭日、町議会本会議開催中、伯耆町の主催する式典等に掲揚しており分庁舎は掲揚していない。今後は、本、分庁舎とも対応を同じにする。

住宅用火災報知器(住宅用火災機器)等の設置について

中田 消防法の改正に伴い新築住宅は昨年六月一日から既存住宅は平成二十三年五月三十一日まで火災報知器等の設置が義務付けられた。

設置及び維持基準について市町村条例で定める

ことになっている。

早急に条例を制定し、行政指導により設置を推進することについて伺う。

町長 住宅火災時の逃げ遅れによる犠牲者を減らすため消防法の改正がなされた。

本町は、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の適用をうけるため町条例を制定する必要はない。

行政指導については、設置者の経済的な負担もあり、検討をしたい。



本庁舎の国旗町旗掲揚